



発行 東京都

目次

30

規則

- 東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（都市整備局市街地建築部調整課）……………二
  - 東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則……………（同）……………二
  - 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………三
  - 東京都建築士法施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………三
  - 東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………三
  - 東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………四
  - 公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設局用地部管理課）……………四
  - 東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設局公園緑地部公園課）……………五
- 訓令
- 職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部改正……………（総務局人事課）……………六
  - 会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程の一部改正……………（同）……………七
  - 研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業許可等に関する事務取扱規程の一部改正……………（同）……………七
  - 研究職員の株式会社の監査役との兼業許可等に関する事務取扱規程の一部改正……………（同）……………七
  - 東京都職員服務規程の一部改正……………（同）……………七

規則

- 東京都職員出勤記録及び出勤簿整理規程の一部改正……………（同）……………八
- 東京都支庁長専決規程の一部改正……………（総務局行政部振興企画課）……………八
- 東京都監察医務規程の一部改正……………（福祉保健局総務部総務課）……………八

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十四号

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築基準法施行細則（昭和二十五年東京都規則第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の五第一項中「第十条の四の五第一項第四号」を「第十条の四の十第一項第四号」に改め、同項第一号中「第十条の四の五第一項第一号」を「第十条の四の十第一項第一号」に改め、同条第二項中「第十条の四の八第一項第三号」を「第十条の四の十第三項第三号」に改める。

別記第七号様式（表面）中

⑮	( )	( )	( )
⑯	( )	( )	( )
⑰	( )	( )	( )
⑱	( )	( )	( )

を  
に改め、同様式（裏面）（注）3 中「⑱」を

「⑱」に

④ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分

④ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機

機室その他これに類する建築物の部分（建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。）で、知事が交通上、安全及び防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

⑤ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分

「⑤」や「⑥」及び「⑦」及び「⑧」及び「⑨」及び「⑩」並びに

「⑩」住宅の用途に供する部分

「⑪」建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分

⑫ 住宅の用途に供する部分

同様式<sup>（意注）</sup>4中「⑫」や「⑬」及び「⑭」及び「⑮」及び「⑯」並びに「⑰」から「⑱」まで

まで」や「、⑤から⑩まで」並びに「得た面積」の次に「及び⑩に記入した床面積」を加える。

別記第七号様式の二、第八号様式の二、第十号様式の二、第十二号様式の二及び第十三号様式の二中「四」を削る。

別記第二十二号様式<sup>（表）</sup>中

「⑫」	( )	( )	( )	( )
「⑬」	( )	( )	( )	( )
「⑭」	( )	( )	( )	( )
「⑮」	( )	( )	( )	( )
「⑯」	( )	( )	( )	( )
「⑰」	( )	( )	( )	( )
「⑱」	( )	( )	( )	( )

を  
に改め、同様式<sup>（意注）</sup>3中「⑰」を

「④ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分

「④ 住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものに設ける機機室その他これに類する建築物の部分（建築基準法施行規則第10条の4の4に規定する建築設備を設置するためのものであって、同規則第10条の4の5各号に掲げる基準に適合するものに限る。）で、知事が交通上、安全及び防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

⑤ 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設（誘導車路、操車場所及び乗降場を含む。）の用途に供する部分

「⑤」や「⑥」及び「⑦」及び「⑧」及び「⑨」及び「⑩」並びに

「⑩」住宅の用途に供する部分

「⑪」建築基準法令以外の法令の規定により、容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない部分

⑫ 住宅の用途に供する部分

同様式<sup>（意注）</sup>4中「⑫」や「⑬」及び「⑭」及び「⑮」及び「⑯」並びに「アからカまで」

まで」や「、⑤から⑩まで」及び「④から⑨まで」や「アからカまで」並びに「得た面積」の次に「及び⑩に記入した床面積」を加える。

別記第二十二号様式の二中「四」を削る。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十五号

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建築指導事務所長委任規則（昭和四十六年東京都規則第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第三号口中「同条第三項の規定による公告」の下に、「同法第五十二条第六項第三号の規定による建築物の部分の認定」を加え、「一敷地内認定建築物以外の」を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十六号

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則

の一部を改正する規則

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和五十三年東京都規則第二百五十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「第四十四条第一項第三号」の下に、「第五十二条第六項第三号」を加え、同項第五号中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第三項若しくは第四項各号」に改め、「第五十七条の四第一項ただし書」の下に、「第五十八条第二項」を加え、同項第六号中「第五十八条」を「第五十八条第一項」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都建築士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十七号

東京都建築士法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築士法施行細則（昭和二十五年東京都規則第二百一号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の見出し中「試験期日」を「試験期日等」に改め、同条中「東京都公報」を「ウェブサイトに」の掲載その他の適切な方法」に改める。

第二十八条第一項中「東京都公報又は指定試験機関の定める」を「ウェブサイトに」の掲載その他の適切な」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七十八号

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年東京都規則第百六十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の三中「モジュールの設計」を「設計」に、

「非住宅部分」

□ モジュール建物法 □ 標準入力法等」

「住宅部分」

□ 誘導仕様基準 □ 誘導仕様基準以外

□ 非住宅部分」 に改める。

□ モジュール建物法 □ 標準入力法等」  
別記第一号様式の四中

「非住宅部分：

モデル建物法  標準入力法等」

「住宅部分：

誘導仕様基準  誘導仕様基準以外

非住宅部分：  
に改める。

モデル建物法  標準入力法等」

別記第二号様式中「申請の該当」や「該当」に、

「非住宅部分：

モデル建物法  標準入力法等」

「住宅部分：

誘導仕様基準  誘導仕様基準以外

非住宅部分：  
に改める。

モデル建物法  標準入力法等」

別記第二号様式の二中

「非住宅部分：

モデル建物法  標準入力法等」

「住宅部分：

誘導仕様基準  誘導仕様基準以外  
に改める。

非住宅部分：

モデル建物法  標準入力法等」

別記第三号様式中「 仕様基準」の次に「又は誘導仕様基準」を加え、「申請の該

当」を「該当」に改め意(注4及び5を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第七十九号

東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成二十四年東京都規則第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び第二号様式中「申請の該当」を「該当」に、

「2 手数料額の計算」を

「2 計画の評価方法

（該当する□にシを記入）

住宅部分：  
 誘導仕様基準  
 誘導仕様基準以外」

3 手数料額の計算

「共用廊下等の部分」を「共用部分」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第八十号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則（昭和四十八年東京都規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「〇・三パーセント」を「〇・九パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の公共事業の施行に伴う移転資金

貸付条例施行規則第七条第一項の規定により貸付けの利率を決定した移転資金に係る利率については、なお従前の例による。

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八十一号

東京都立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立公園条例施行規則(昭和三十二年東京都規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二 一の項中「百六十三円」を「百六十二円」に、「八十二円」を「八十一

円」に、

百六円
二百六十二円

を

百五円
二百六十二円

に、「百八十六円」を「百六十八

百六円
二百三十一円

円」に、「二百五円」を「二百五円」に、

百三元
二百二十八円

「百八十円」を「百七十五円」に改め、同表二の部(一)の項中「二百七十二万九千二百

円」を「二百六十八万二千六百元」に、

十八万四千二百円
四万二千九百元

を

十七万五千三百
四万一千六百

に、「十五万四五百円」を「十四万四千八百円」に、「四十五万七千二百円」を

円
円

「四十三万九千八百円」に、「七十四万三千二百円」を「七十一万五千六百円」に、

「三十九万六千八百円」を「三十八万七千七百円」に、「二万八千三百円」を「二万六千

六百元」に、「六万五千七百円」を「五万六千円」に、「五万四千円」を「四万一千七

百円」に、「二十四万六千七百円」を「二十四万一千百円」に、「二十七万九千九百

円」を「二十六万九千二百円」に、「十九万一千五百円」を「十八万一千円」に、「四

万八千円」を「四万三千九百円」に、「十六万九千七百円」を「十六万九百円」に、

「二十一万二百円」を「二十万一千円」に、「四十三万九千二百円」を「四十二万八千

七百元」に、「三十一万四千五百円」を「三十万八千九百円」に、

四万三千八百
十二万九千七百

に、「二万九千四百円」を「二万六千三百円」に、

四万八百元
十二万一千五百円

「十六万六千七百円」を「十五万七千七百円」に、「百十三万八千三百円」を「百六万

五千五百円」に、「三万四千三百円」を「二万六千四百円」に、「十七万七千五百円」を

「十六万七千三百円」に、「七万一千八百円」を「六万四千二百円」に、「十二万九千

五百円」を「十一万八千七百円」に、「十六万七千五百円」を「十五万四千五百円」に、

「十万二千八百円」を「九万八千七百円」に、「九万五千円」を「九万二千三百円」に、

四万二千九百元
四万三千八百円

を

四万二百円
四万一千四百円

に、「十五万二千九百円」を「十三万二

千九百円」に、「九万七千三百円」を「九万七百元」に、「十六万三千五百円」を「十

五万三千円」に、「一万三千二百円」を「一万一千八百円」に、「一万三千九百円」を

「一万二千四百円」に、「二万円」を「一万八千円」に、「十一万三千七百円」を

「九万七千六百円」に、「十一万八千五百円」を「十万九千二百円」に改め、同部(二)の

項中「二百六十二万一千百円」を「二百六十一万四百円」に、「四十九万四千五百円」

を「四十九万三千二百円」に、「二十六万二千四百円」を「二十五万八千三百円」に、

「百三十三万三百円」を「百二十七万九千三百円」に、「百七万一千円」を「百一万九

千九百円」に、「百四十三万五千九百円」を「百三十八万九千二百円」に、「八十三万

三千百円」を「八十一万七千七百円」に、「二万七千四百円」を「一万六千百円」に、

「二十四万六千二百円」を「二十二万七千円」に、「四十八万四千七百円」を「四十五

万二千二百円」に、「七十一万八千四百円」を「六十九万四千八百円」に、「三十七万

四千百円」を「三十五万二千五百円」に改め、同部(四)の項中「七十二万三百円」を「七十万八千円」に、「二十四万三千三百円」を「二十三万九千二百円」に、「四十七万七千円」を「四十七万二千円」に改め、同部(五)の項中「七十五万二千七百円」を「七十一万一千円」に改め、同部(六)の項中「七百六十七万四千四百円」を「七百六十六万五千九百円」に、「五百八十三万六千三百円」を「五百八十二万七千四百円」に、「四百二十万三千三百円」を「四百十二万八千九百円」に、「二百二十九万二千三百円」を「二百二十八万九千八百円」に、「三十万八千九百円」を「三十万八千五百円」に、「三百七十五万五百円」を「三百十六万八千八百円」に、「二百二十八万一千七百円」を「二百二十八万四千四百円」に、「九十万三千七百円」を「九十万二千八百円」に、「七百二十一万九千三百円」を「七百二十一万四千四百円」に、「六百二十八万九千二百円」を「六百二十八万三千三百円」に、「四十六万三千二百円」を「四十六万二千六百円」に、「七十八万六千八百円」を「七十七万八千七百円」に、「八十六万一千円」を「八十五万七千六百円」に、「八十五万三千二百円」を「八十五万二千七百円」に、「七十万三千四百円」を「七十万二千九百円」に、「五十万五千円」を「五十万四千八百円」に、「四十九万九百円」を「四十九万三百円」に、「九十五万一千円」を「九十四万八千四百円」に、「四百七十四万七千七百円」を「四百七十三万六千九百円」に、「百八十四万九百円」を「百八十三万九千九百円」に、「百三十四万四百円」を「百三十三万三千百円」に、「五十四万四千九百円」を「五十四万四千五百円」に、「四十九万五千四百円」を「四十九万四千九百円」に、「三十一万二千三百円」を「三十一万二千円」に、「七十二万八千五百円」を「七十二万六千六百円」に、「三百九十三万八千八百円」を「三百九十二万六千六百円」に、「二十九万五千五百円」を「二十八万三千五百円」に、「五十二万一千円」を「五十一万八千七百円」に、「百六十一万六千二百円」を「百六十一万四千三百円」に、「五百六十二万二千四百円」を「五百五十四万九百円」に、「七十万四千二百円」を「七十万一千円」に、「百八十三万九千九百円」を「百八十三万六千七百円」に、「百十五万四千八百円」を「百十三万五千六百円」に、「二百六十五万八千八百円」を「二百六十四万八千円」に、「百二十一万九千五百円」を「百二十一万八千六百円」に、「三百七十七万五千七百円」を「三百七十七万三千円」に、「三十万五千八百円」を「三十万四千五百円」に改め、同部(七)の項中「二十八万三百円」を「二十七万三千六百

円」に改め、同部(八)の項中「三万九千八百円」を「三万九千三百円」に、「四千円」を「三千七百円」に、「二千二百円」を「千八百円」に改め、同部(九)の項中「二十一万九千四百円」を「二十一万六千七百円」に、「十六万三千三百円」を「十五万八千八百円」に、「七万六千八百円」を「七万一千五百円」に改め、同部(十)の項中「二十五万七千五百円」を「二十五万五千七百円」に、「十四万五千六百円」を「十四万四千三百円」に、「五万六千五百円」を「五万五千四百円」に、「百九十八万六千九百円」を「百九十七万九千三百円」に、「二十三万六千四百円」を「二十二万四千三百円」に改め、同部(十一)の項中「二百九十五万五千七百円」を「二百九十二万三千三百円」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

訓令

●東京都訓令第二十六号

庁 中 一 般  
支 行  
事 業 所  
収 用 委 員 会 事 務 局  
勞 働 委 員 会 事 務 局

職員の服務の宣誓に関する取扱規程(昭和二十六年東京都訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

第二号中「子供政策連携室長」の下に「、スタートアップ・国際金融都市戦略室長」を加える。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十七号

会計年度任用職員の服務の宣誓に関する取扱規程(令和二年東京都訓令第五号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子  
第四条中「子供政策連携室長」の下に「スタートアップ・国際金融都市戦略室長」を加える。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都訓令第二十八号

研究職員の研究成果活用企業の役員等との兼業許可等に関する事務取扱規程(平成十二年東京都訓令第七十六号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子  
前行署名中「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。

第五条第一項第三号中「同項第四号」を「同条第四号」に改める。

附則

この訓令は、令和五年七月一日から施行する。

●東京都訓令第二十九号

研究職員の株式会社の監査役との兼業許可等に関する事務取扱規程(平成十二年東京都訓令第七十七号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子  
前行署名中「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。

附則

この訓令は、令和五年七月一日から施行する。

●東京都訓令第三十号

東京都職員服務規程(昭和四十七年東京都訓令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

第四条の二第二項第二号中「子供政策連携室長」の下に「スタートアップ・国際金融都市戦略室長」を加える。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十一号

庁 中 一 般  
支 庁 一 般  
事 業 所  
収 用 委 員 会 事 務 局  
労 働 委 員 会 事 務 局

東京都職員出勤記録及び出勤簿整理規程（昭和四十七年東京都訓令第百二十三号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

第四条中「子供政策連携室長」の下に「スタートアップ・国際金融都市戦略室長」を加える。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

●東京都訓令第三十二号

支 庁 中 一 般  
支 庁 一 般

東京都支庁長専決規程（昭和四十四年東京都訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

第一条第一項第九十七号中「第十一条第一項及び第二項」を「第十一条第一項から第三項まで」に改め、同項第九十七号の二中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改め、同項第九十七号の三中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改め、同条第

二項第十五号中「新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る小笠原諸島生産物貨物運賃補助金交付要綱」を「新型コロナウイルス感染症等への緊急対策に係る小笠原諸島生産物貨物運賃補助金交付要綱」に改める。

●東京都訓令第三十三号

総 務 局  
福 祉 保 健 局

東京都監察医務規程（昭和二十五年東京都訓令甲第七十三号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

前行署名中「福祉保健局」を「保健医療局」に改める。

第二条中「警察吏員」を「警察官」に改める。

第七条中「福祉保健局長」を「保健医療局長」に改める。

別記第四号様式中「~~滋養補給~~」を「~~給食~~」に改める。

附則

1 この訓令は、令和五年七月一日から施行する。

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の東京都監察医務規程別記第四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

行 東 京 都  
東 京 都 新 宿 区 西 新 宿 二 丁 目 八 番 一 号  
電 話 〇 三 ( 五 三 三 二 ) 一 一 一 一 ( 代 )

郵 便 番 号  
163-8001

定 価

本 号 三 〇 円  
一 箇 月 六 〇 〇 円  
( 郵 送 料 を 含 む )

印 刷 所

勝 美 印 刷 株 式 会 社  
東 京 都 文 京 区 白 山 一 丁 目 十 三 番 七 号  
電 話 〇 三 ( 三 八 二 二 ) 五 二 〇 一 ( 代 )

郵 便 番 号  
113-0001

